

香工連 だより

5

No.470
MARCH
2020.5.1

隔月発行

CONTENTS

経営発達支援計画認定商工会の紹介	2
おらんくの会員さん（吾川プロック）	3
グルメレポート・女性部のお店を紹介します	6
税務署からのお知らせ	7
「新型コロナウイルス」罹患時の共済金お支払いについて	8
商工会の支援メニュー・人事異動	9
小規模事業者持続化補助金・ものづくり補助金のご案内	10
新型コロナウイルス対策	11



代表 小松弘和さんと宮田経営指導員



外観とは裏腹に、中は最新鋭のマシンが
30種類も並ぶ本格仕様！

元気クラブ

最強最高のマシン、
明るく親切丁寧なスタッフ。
ワンランク上の筋トレを目指す！

こどもの頃から釣りが大好きで、鯉の一本釣り漁師として働いていた経験をもつ代表の小松弘和さんは、平成25年、元気クラブの創業者である父から事業承継しました。元消防士で、筋トレの虜となり、そのままトレーニングジムを作ってしまったという父の筋トレへの熱い想いを受け継ぎ、会員さん同士が仲良く助け合える雰囲気づくりを目指しています。少しだけマシンも体験させていただきつつ、お話を伺いました。

元気クラブ
【住所】土佐市波介 4384-3
【電話】088-852-7146
【HP】http://www.genkiclub.info/
【営業時間】
月～土 9時～12時 13時～22時
祝 日 9時～17時
※営業時間については変更となる場合があります。
別途お問合せください。
【定休日】日曜日
【駐車場】20台（無料）



ケーブルマシン
胸筋を鍛えています

スマーティ



カールマシーン
二の腕に効きます



1回分からお試し可能な
サプリメントバー

ゆくゆくは「選手が本番さながらの練習が出来る専門的なジムでありたい。大きな大会がそのまま開催できるような施設を作りたい」と話されていました。

また、30～40分横になっているだけで体内の温度が40度ほどに上がり、体内の毒素を排出することが出来るドーム型サウナが広がる居心地の良い空間が人気で、西は窪川、東は土佐山田や野市からも会員さんが通っています。

「スマーティ」は美肌効果や痩身効果にもつながると大人気です。（二日酔いにも効くことがあります）。持ち運びも可能でレンタル、販売も行っています。

最高ランクのマシンが並ぶ四国屈指のトレーニングジム「元気クラブ」は、一見ジムとは気付かない外観です。代表の小松弘和さんは「外観と中のギャップがうちの魅力」と笑いながら案内してくださいました。ハイレベルなトレーニングから、ちょっとした体力づくりまで幅広く対応できるスタッフをはじめ、会員さん全て『個性派』揃い！皆が助け合いながらも切磋琢磨し、高い目標を目指されています。中にはベンチプレスの全国大会、世界大会に出席するようなレベルの選手も通っています。大会仕様のベンチプレスも2台導入しており、ハイレベルなマシンを使いこなせる選手、指導できるスタッフがいることが当ジムの強みの一つです。

ゆくゆくは「選手が本番さながらの練習が出来る専門的なジムでありたい。大きな大会がそのまま開催できるような施設を作りたい」と話されていました。

そのギャップが魅力です。

味のある外観。

充実した施設が目の前に！

一步踏み入れれば

そのギャップが魅力です。



◆ 経営発達支援計画認定商工会の紹介 ◆

商工会は、昭和35年から小規模企業の経営や技術の改善・発達を図るために、金融・税務、経営・労務などの相談や指導（※経営改善普及事業）を行っています。この経営改善普及事業は、これまで記帳指導や税務指導等、小規模事業者の経営資源不足を補完することに重点を置いて実施しましたが、小規模事業者が抱える課題が変化してきた中、小規模事業者の売上や利益を確保するため下記の支援に重点を置くことが必要となっていました。

- (1) 小規模事業者の経営資源の内容、財務内容その他経営の状況の分析
- (2) 小規模事業者が行う事業計画の策定に係る指導及び助言
- (3) 当該計画に従って行われる事業の実施に際し必要な指導及び助言
- (4) 小規模事業者が販売する商品又は提供する役務の需要の動向に関する情報の収集、整理、分析及び提供
- (5) 地域の経済動向に関する情報の収集、整理、分析及び提供
- (6) 商談会、展示会の開催等、小規模事業者が販売する商品又は提供する役務の需要の開拓に寄与する事業

このような状況から、平成26年に、商工会による小規模事業者の支援に関する法律である「小規模事業者支援法」の一部を改正し、これまでの経営改善普及事業の中に、小規模事業者の経営発達に特に資するものとして「経営発達支援事業」を新たに位置づけ、小規模事業者の経営戦略に踏み込んだ支援を実施する「経営発達支援計画」を経済産業大臣が認定する仕組みが導入されました。

※「小規模事業者支援法」については、令和元年5月に新たに一部を改正する法律が成立し、同年7月に施行されました。主な変更点は(1)商工会は市町村と共同で計画を作成する、(2)経済産業大臣が計画認定する際には都道府県知事の意見を聴く、(3)一定の知識を有する経営指導員が計画に関与する、との内容が盛り込まれました。

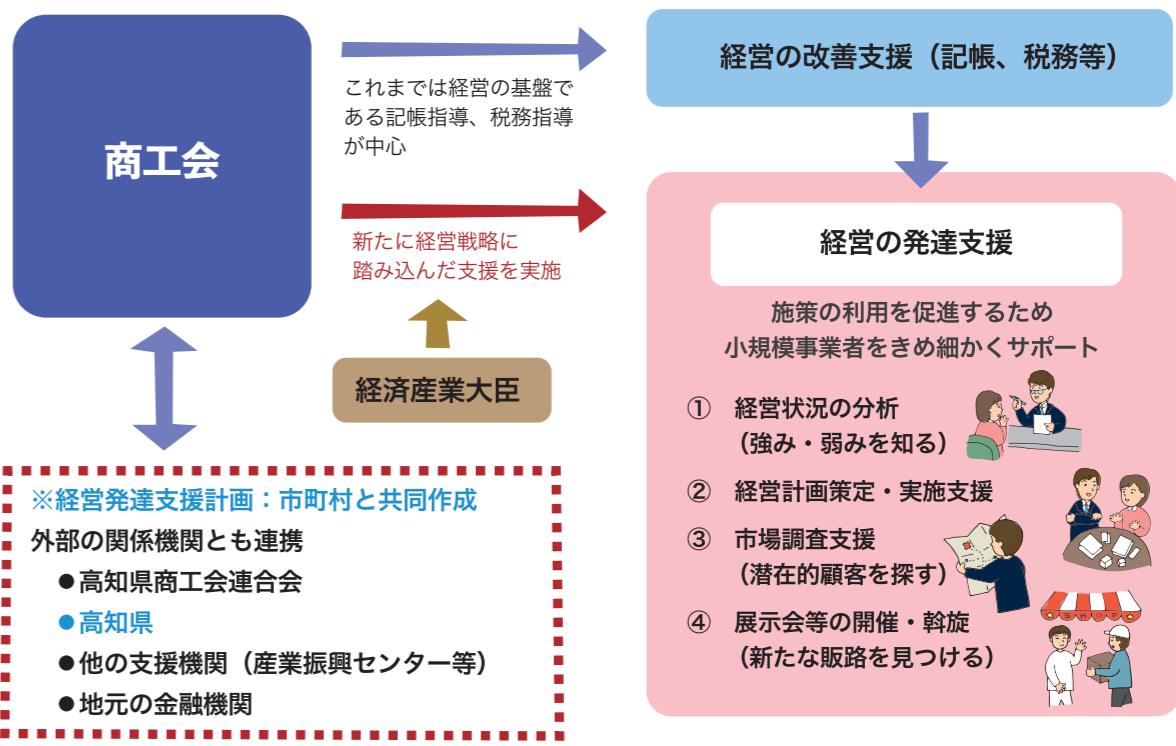
去る令和2年3月19日の第7回認定では、新たに下記の5商工会が認定を受けました。

中芸地区商工会 香美市商工会 いの町商工会 四万十町商工会 大月町商工会

今回で、県内25商工会全てが「経営発達支援計画」の認定を受ける事ができました。

今後も高知県商工会連合会では、小規模事業者のみなさまへのサービス向上の観点から、認定を受けた25商工会が実施する経営発達支援事業の円滑な遂行に向けた各種サポートを実施していきます。

経営発達支援事業の概要





代表取締役
岩本大輔さん



岩本さんが好きな文様～七宝

株式会社 土佐組子

『伝統と革新』
～匠の技を高知らしさで～」

1300年以上の歴史を持ち、
建具をくぎを使わず木を組み合わせ
様々な文様を表現する日本の伝統技法「組子」。
繊細な技術を必要とする、
全国でも数少ない組子細工職人である
代表取締役 岩本大輔さんにお話を伺いました。



photo by Satoshi Asakawa



岩本さんと組子細工の魅力についてお話を伺いました。岩本さんは、組子細工の基礎から、複雑な文様まで、手作業で丁寧に作り上げる工程を詳しく説いてくださいました。また、組子細工の歴史や、その技術が現代社会にどのように応用されるかについても、多くの知識をもつておられました。

作品を前に隈研吾氏と
(平安神宮にて)



500mlのボトルが入るボックス



吾川ブロック・春野商工会

株式会社 土佐組子
【住所】高知市春野西分 80-1
【電話】088-850-3080
【FAX】088-850-3082
【HP】<https://tosakumiko.jp/>



後列左から矢野政彦さん、中山俊平さん
前列左から中山哲夫さん、中山美佳さん、矢野靖さん

農事組合法人 霧山茶業組合

日高のまちを少し登ると
眼下に広がる
グリーンのじゅうたん

日高村の小高い位置に東京ドーム約5倍の面積をほこる茶畠があるのをご存知でしょうか？現在、2代目になる矢野政彦さん靖さん夫婦と中山哲夫さん美佳さん夫婦、息子の俊平さんの2戸の農家で事業を営んでいる農事組合法人 霧山茶業組合でお話を伺いました。



吾川ブロック・日高村商工会
農事組合法人 霧山茶業組合
【住所】高岡郡日高村柱谷 382-23
【電話】0889-24-4615
【FAX】0889-24-4616
【HP】<https://www.kiricha.com/>

女性ならではの目線で
普段使いのお茶を広めたい

美味しいお茶を
飲むことの大切さを
伝えいくアイデア

一般的な深蒸し煎茶と違つて、土佐茶は普通蒸しと言つて蒸し時間が短いのが特徴です。黄金がかかったような山吹色になり、普段使いが出来るアイテムの裾野を広げていきました。学校行事の時、ママ友さんに実際に飲んでいただき、そこから味や便利さが口コミで広まりました。地元で飲まれ、必要とされるものを作ることが販路拡大につながると身をもつて体験したことが商品づくりや販売方法のベースとなっています。

毎日飲むものなので高すぎても売れないと、パックの水出し玄米茶など主婦目線で普段使いが出来るアイテムの裾野を広げていきました。学校行事の時、ママ友さんに実際に飲んでいただき、そこから味や便利さが口コミで広まりました。地元で飲まれ、必要とされるものを作ることが販路拡大につながると身をもつて体験したことが商品づくりや販売方法のベースとなっています。

おいしい霧山茶を生みだす見渡す限りの茶畠は、もともとは雑木林でした。水も豊富だったこの土地で先代たちがお茶の栽培のため2年の歳月をかけて開墾し、お茶の木を植えていったそうです。5戸で始めた事業に転機が訪れ、後継者不足などの理由から3戸の農家が退き、当時、市場でのお茶の価格は安定してはいたものの、まだ油断は禁物という思いから販売のノウハウを女性陣が学ぶこととなりました。

女性ならではの目線で普段使いのお茶を広めたい



飲み比べが出来ます♪
ちょっとしたプレゼントに



同じ煎茶でも用途によって
使いわけいただけます



業務用としても多くのお店で霧山茶が採用され、県内外のスイーツ店でお茶パウダーが使用されたり、一煎用のテトラパックをホテルの宿泊客へのプレゼントとするなど多くのお店が霧山茶の名前を宣伝していることに、日々感謝しているところです。

日高村はパワーあふれる女性が多く、村の将来を担う子供達にも、地元の大人たちの想いや取り組みはお茶を通して受け継がれています。小学生や保育園児が写真撮影の際に「お茶」と言つてくれます。自分で煎ったお茶を袋詰めし、好きなログラムでは信楽焼の焙烙を使って蒸茶を煎るとほどなく香ばしい香りがたつときます。自分で煎ったお茶を袋詰めし、好きなロゴラムでは信楽焼の焙烙を使って蒸茶を煎れば完成です！茶畠の景色を楽しみながら新芽の大ぶらなどと一緒にお茶を味わってもらい、お茶に親しみをもつてもらう事が狙いです。

ひとつのつながりで広がる霧山茶

業務用としても多くのお店で霧山茶が採用され、県内外のスイーツ店でお茶パウダーが使用されたり、一煎用のテトラパックをホテルの宿泊客へのプレゼントとするなど多くのお店が霧山茶の名前を宣伝していることに、日々感謝しているところです。

税務署からのお知らせ

法人企業の皆様へ

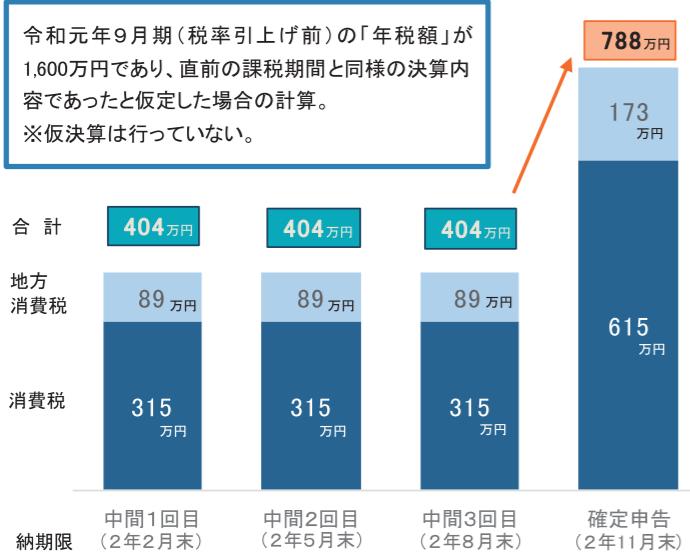
課税事業者の方は、計画的な納税資金のご準備をお願いします！

・消費税率引上げ直後の課税期間においては、中間申告額は、直前の課税期間に係る8%の税率を基礎として計算した額となります（仮決算をした場合を除く。）、確定申告額は10%の税率で計算した額となるため、確定申告時において、中間申告との差額を納付していただく必要があることから、例年よりも、確定申告時の納付額が高額となる場合があります（下図参照）。

・このため、期限内に納付していただけるよう、計画的な納税資金のご準備をお願いいたします。

【図】（具体例）9月決算法人の申告・納付のイメージ（軽減税率は考慮していません。）

○ 令和2年（2020年）9月期（税率引上げ後）



税率10%

○ 年税額 2,000万円
○ 中間申告による納付額 1,212万円
 $\Rightarrow 404\text{万円} \times 3\text{回} = 1,212\text{万円}$ ○ 確定申告による納付額 **788万円**
 $\Rightarrow 2,000\text{万円} - 1,212\text{万円} = 788\text{万円}$

確定申告時の納付額の増加に備えて、計画的な納税資金のご準備を！

中間申告額のほか、あらかじめ、納付（予納）することもできます。
※簡単・便利なダイレクト納付をご利用ください。詳しくは、国税庁ホームページをご覧ください。

個人事業主の皆様へ

消費税率引上げ直後は、確定申告時の納付額が高額になる場合があります!! ～ダイレクト納付による予納を活用して計画的な納税を～

消費税率引上げ直後の課税期間は、確定申告時の納付額が高額になる場合があるので、ご注意をお願いします。

計画的な納税資金のご準備を！

消費税率引上げ直後の課税期間においては、中間申告額は、直前の課税期間に係る8%の税率を基礎として計算した額となります（仮決算をした場合を除く。）、確定申告額は10%の税率で計算した額となるため、確定申告時において、中間申告との差額を納付していただく必要があることから、例年よりも、確定申告時の納付額が高額となる場合があります（図1参照）。このため、期限内に納付していただけるよう、計画的な納税資金のご準備をお願いいたします。

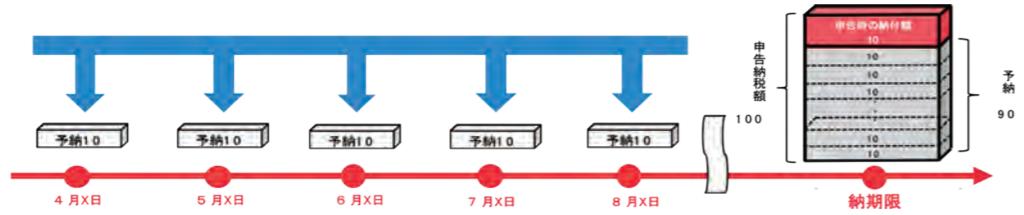
便利な納付方法を是非ご活用ください！

確定申告時の納付額の増加に備え、ダイレクトを利用した予納制度を活用し、あらかじめ、一部を納付（予納）することで、資金繰りの平準化が期待できます（図2参照）。是非ご活用ください。ダイレクト納付を利用した予納制度についての詳細や、その他便利な納付手段については国税庁ホームページをご覧ください。

【図1】申告・納付のイメージ（軽減税率は考慮せず、直前の課税期間と同様の決算内容と仮定）



【図2】ダイレクト納付を利用した予納の活用イメージ（定期的に均等額を納付（予納）する場合）



グルメ レポート

あおい
喫茶 AOI



モーニングセット 590円

メインにサラダとスープと飲み物、加えて日替わりでうどんなどのお椀が付いています。
(コロッケサンド・トースト・パンケーキ・ウインナー・目玉焼き・おにぎり)
※写真はコロッケサンドモーニングセット



日替わり定食 690円

(コーヒー付き 890円)
品数が豊富で、ごはんがとても進む日替わり定食は、一番の人気メニューです。
自家製の特製ソースなども含め、常連のお客さまも飽きさせないように毎日メニューを考えています。

*表示価格はすべて税込み価格です。



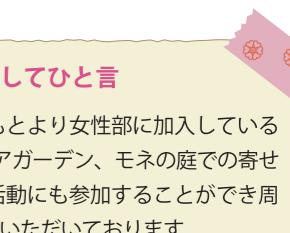
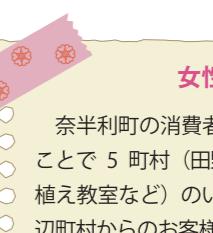
女性部のお店を紹介します



中芸地区商工会女性部
河野あおいさん監事

ベーカリーカフェ
Panse
パンセの自然工房

安芸郡奈半利町乙 1623-5
[TEL&FAX] 0887-38-3836
[H P] <http://www.bakerycafepanse.com/>
[定休日] 火曜日
[営業時間] 月~水~日 7:00~19:00
[駐車場] 7台完備



女性部に加入してひと言

奈半利町の消費者の方々はもとより女性部に加入していることで5町村（田野駅でのピアガーデン、モネの庭での寄せ植え教室など）のいろいろな活動にも参加することができ周辺町村からのお客様にもご利用いただいております。

①パンセでは、自分たちが食べておいしいものしか売りません。
店長のおすすめベスト5は、1位食パン、2位ドラゴンボール（こしあん）、3位カレーパン、4位特上あんぱん、5位マロンデニッシュです。

移動販売用の車両もありますので中芸の5町村のイベントにも参加させてもらって当店のこだわりのパンをより多くのお客様に知っていただけるよう頑張っております。（オンラインショップもありますのでこちらもご利用ください。）

国道55号線沿いに店舗がありますので県東部にお寄りの際はお気軽にお立ち寄りください。（土佐くろしお鉄道 奈半利駅から徒歩2分）

今年で創業48年を迎える「喫茶AOI」は、いの町で最も歴史の長い喫茶店の一つです。JR伊野駅からすぐの国道33号線沿いにあり、店内は昭和の良き時代のレトロ感が漂い、純喫茶好きにはたまらないお店で、いつも明るく大らかなご夫婦がお客様を温かく迎えてくれます。

5種類から選べるモーニングは時間に関係なく一日中提供され、日替わり定食は品数が豊富で美味しいボリュームがあり若い女性にも大変好評です。毎日来店されるお客様も多いため、旬の食材をふんだんに使い、手作りで出来たてを提供することを心がけています。

座席はテーブル席とカウンター席があり、お一人様からご友人同士や家族連れの方までゆっくり過ごせます。

「長くお店をやってきたことで生まれた人の繋がりが財産です。」とおっしゃるご夫婦。もうすぐ創業50周年の地域で世代を超えて愛される「喫茶AOI」には非一度お越しください！

喫茶 AOI

高知県吾川郡いの町駅前 1469-11
【営業時間】 7:30~16:00
【定休日】 土曜日・毎月最終日曜日
【駐車場】 あり

商工会の人事異動について

【人事異動】 <2020年4月1日付>※()内は旧所属
県商工会連合会事務局長兼総務人事課長
上田 修志 (県商工会連合会総務人事課長)
県商工会連合会経営支援部長
堅田 元 (県商工会連合会経営支援課長)
県商工会連合会経営支援部経営支援課長
林 成憲 (高知県商工労働部経営支援課主任)
県商工会連合会業務共済課長
溝渕 美和 (県商工会連合会業務共済課係長)
県商工会連合会経営支援部経営支援課長補佐兼広域係長
片岡 孝志 (県商工会連合会経営支援課第一係長)
県商工会連合会総務人事課長補佐兼人事係長
森田 清史 (県商工会連合会総務人事課係長)
県商工会連合会経営支援部経営支援課指導係長
宮脇 大介 (いの町商工会)
県商工会連合会経営支援部経営支援課係長待遇※県へ出向
窪田 哲也 (県商工会連合会経営支援課第二係長)
県商工会連合会経営支援部経営支援課
平野 誠 (黒潮町商工会)
県商工会連合会業務共済課
麻田 佑子 (香美市商工会)
県商工会連合会経営支援部経営支援課
竹崎 哲郎 (梼原町商工会)

香南市商工会経営指導員
香美市商工会経営指導員
いの町商工会経営指導員
春野商工会経営指導員
土佐市商工会経営指導員
佐川町商工会経営指導員
佐川町商工会経営支援員
越知町商工会経営指導員
黒潮町商工会事務局長
黒潮町商工会経営指導員
今井 和希 (土佐市商工会)
中川 貴智 (香南市商工会)
宮田 博文 (土佐市商工会)
大畠 浩敬 (県商工会連合会)
小松 哲 (佐川町商工会)
今城 涼香 (春野商工会)
片岡 行正 (県商工会連合会)
江村 亜紀 (県商工会連合会)
芝 正司 (四万十市西土佐商工会)
谷本 敬太 (四万十町商工会)

【新採】 <2020年4月1日付>

香南市商工会経営支援員
南国市商工会事務局長
春野商工会事務局長
土佐市商工会経営支援員
越知町商工会事務局長
中土佐町商工会経営指導員
四万十町商工会経営指導員
岡崎 奈帆
生原 正規
公文 均
堅田 文香
小川 卓也
楠瀬 浩司
森田 尊之

【再雇用】 <2020年4月1日付>

土佐地区商工会経営支援員
春野商工会経営指導員
土佐市商工会経営指導員
澤田 しづえ
吉川 明孝
山下 秀実

~詳しくはご加入の商工会までお問合せください~

商工会の支援メニュー

商工会は様々な支援であなたの会社・事業をサポートします！

経営改善普及事業・経営発達支援事業

高知県内の商工会では、経営指導員に加え、各地に設置された経営支援コーディネーターやスーパーバイザーが一体となり、地域事業者の経営力強化・持続発展を伴走型支援でサポートします。

【経営に関する相談・指導】

経営計画の策定および実行支援や各種経営相談に応じ、課題解決、事業の持続発展をサポートします。また商談会・展示会の開催や出展支援等、売上げや利益を確保するための支援を実施しています。

さらに新たな事業展開や新商品開発等に対し、必要に応じて専門家を派遣して、適切な指導助言を行います。

【経理・記帳の相談・指導】

経営の羅針盤とも言える会計を支援する専門スタッフが、帳簿や伝票の付け方や会計ソフト導入による経理を支援します。また試算表や決算書から経営上の問題点を発掘し、課題解決をサポートします。

まだご入会いただいている事業所の方は、お近くの商工会にご連絡の上、是非ご入会ください。

「新型コロナウイルス」に罹患した時の 共済金お支払いについて

新型コロナウイルスは感染症の疾病になります
福祉共済の「医療特約」及び「トータルがん」へご加入の方が
入院された時にはお支払いの対象となります

※「ケガ」の補償は対象外となります



商工貯蓄共済（医療補償特約型）に
ご加入の方も入院された時にはお支払い
の対象になります

※ご不明な点がございましたらご加入の商工会へお問合せください

保険無料相談会のお知らせ

保険料の払い過ぎを感じられた方はいませんか？

商工会では保険アドバイザーが現在ご加入の保険について内容を診断し
皆様のライフスタイルに合っているかアドバイスしております！

～こんなお悩みはありませんか？～

- 支払っている保険料をもう少し安くしたい！
- 家族が新しく増えライフスタイルが変わった！
- 個人契約・法人契約 どちらも相談できます♪
- 証券を見ても契約している内容がよく分からぬ…など



◆詳しくは、ご加入の商工会へお問合せください◆

資金繰り支援 (他にも各種支援策がありますので、お気軽に商工会にご相談ください。)

■日本政策金融公庫の金融措置

1. 新型コロナウイルス感染症特別貸付の創設

対象者 最近1か月の売上高が前年または前々年同期比で5%以上減少した方。（業歴の短い方、単純に比較できない場合は別条件有）

貸付限度額 国民事業 6,000万円、中小事業 3億円
(利下げ限度額) (3,000万円) (1億円) ※0.9% 利下げ対象

貸付期間 設備 20年内、運転 15年内 (据置 5年内)

貸付利率 当初3年間 基準金利▲0.9%、4年目以降基準金利
※R2/4/1 現在金利 国民事業 1.36%、中小事業 1.11%

2. 新型コロナウイルス対策マル経の創設

対象者 最近1か月の売上高が前年または前々年同期比で5%以上減少した小規模事業者の方。

貸付限度額 別枠 1,000万円 (通常マル経と併せて3,000万円)

貸付期間 設備 10年内 (据置 4年内) 運転 7年内 (据置 3年内)

貸付利率 当初3年間 マル経金利▲0.9%、4年目以降マル経金利
※R2/4/1 現在金利 マル経 1.21%

※上記融資を活用し既往債務の借換が可能です。令和2年度補正予算の成立が前提です。
上記以外にも商工中金の危機対応融資、生活衛生関係事業者向け融資等があります。

■高知県信用保証協会の金融措置

新型コロナウイルス感染症対策融資及び利子補給制度の創設

民間金融機関による信用保証付融資

セーフティネット保証4号・5号

一般保証とは別枠(2.8億円)で保証。4号は全国47都道府県を対象地域に100%保証、5号は影響を受けている業種を対象に80%保証。

一般保証枠 (2.8億円)

SN保証枠 (2.8億円)

危機関連保証枠 (2.8億円)

※セーフティネット保証の詳細は商工会または金融機関にお問い合わせください。

危機関連保証

セーフティネット保証とは、さらに別枠(2.8億円)で、全国・全業種※を対象に100%保証。

※一部保証対象外の業種があります。

雇用調整助成金の特例措置

雇用調整助成金とは？

経済上の理由により事業活動の縮小を余儀なくされた事業主が、労働者に対して一時的に休業、教育訓練又は出向を行い、労働者の雇用維持を図った場合に、休業手当等の一部を助成するものです。

※対象労働者1人1日当たり8,330円が上限です。(令和2年3月1日現在)

新型コロナウイルス感染症の影響を踏まえた特例措置の内容（抜粋）

※令和2年4月1日～令和2年6月30日までの休業等に適用。下線が令和2年4月1日から拡大

- ① 休業手当に対する助成率を引き上げ（中小企業4/5）
- ② 解雇等行わない場合、助成率の上乗せ（中小企業9/10）
- ③ 教育訓練を実施した場合の加算額の引き上げ（中小企業2,400円）
- ④ 雇用保険被保険者でない労働者の休業も対象に

実質無利子・無担保融資

左記1.2の融資もしくは商工中金等の「危機対応融資」による借入を行った中小企業者のうち、以下要件に該当する事業者に利子補給を実施します。

【適用対象】

①個人事業主 (小規模に限る)	要件なし
②小規模事業者 (法人事業者)	売上高 ▲15% 減少
③中小企業者 (①②を除く事業者)	売上高 ▲20% 減少

【利子補給】

期間	借入後当初3年間
日本 公庫等	国民事業 3,000万円 中小事業 1億円
商工中金	危機対応融資 1億円

※利子補給上限額は新規融資と既往債務借換との合計金額

事業者向け補助金のお知らせ

販路開拓 の チャンス !!

本年度から以下の補助金が通年募集事業となり、さらに活用しやすくなりました。
新型コロナウイルス感染症の影響を乗り越える投資に対し「特別枠」が新設されました。

小規模事業者持続化補助金

1. 補助対象事業

販路開拓等の取り組みや販路開拓等と併せて行う業務効率化の取り組みに要する経費の一部を補助する制度です。

2. 申請要件

(通常枠) 商工会の管轄地域内で事業を営む小規模事業者の方

小規模事業者 卸売・小売業・サービス業（宿泊・娯楽業以外）5名以下
(常時雇用従業員数) 製造業・その他・サービス業（宿泊・娯楽業）20名以下

(特別枠) 新型コロナウイルスの影響により売上高が前年同月比20%以上減少

※事業内容にも要件がありますので公募要領をご確認下さい。

3. 補助内容

	補助内容
補助率	2/3
補助上限額	通常枠 50万円 特別枠 100万円

例：通常枠では経費が75万円以上の場合は50万円を補助
特別枠では経費が150万円以上の場合は100万円を補助
経費が60万円の場合40万円を補助

公募スケジュール (内容は変更する場合あり)	2次受付締切 2020年6月5日(金)	3次受付締切 2020年10月2日(金)	4次受付締切 2021年2月5日(金)
---------------------------	------------------------	-------------------------	------------------------

ものづくり補助金

1. 補助対象事業

中小企業や個人事業者へ、新製品・サービス開発や生産プロセス改善等のための設備投資の費用の一部を補助する制度です。

2. 申請要件（すべて満たしていないと申請ができません）

- ①事業計画期間において給与支給総額を年率平均1.5%以上増加
- ②事業場内最低賃金を地域別最低賃金+30円以上の水準にする
- ③付加価値額年額3%以上増加（付加価値額=営業利益+人件費+減価償却費）

※特別枠の申請には別途要件がありますので公募要領をご確認下さい。

3. 補助内容

	補助内容
補助率	中小企業 1/2 小規模事業者 2/3 特別枠 2/3
補助上限額	1,000万円

公募スケジュール (内容は変更する場合あり)	2次受付締切 2020年5月20日(水)	3次受付締切 2020年8月	4次受付締切 2020年11月	5次受付締切 2021年2月
---------------------------	-------------------------	-------------------	--------------------	-------------------

補助金の申込書、公募要領などの詳細に
ついては各補助金のHPをご覧ください。

お問い合わせ
ご相談は

お近くの商工会にご連絡ください。

専門的なご相談には専門家を派遣して対応しています。
上記以外にも助成金・補助金等がありますのでお気軽に相談ください。

新型コロナウイルス感染症で影響を受ける事業者の皆様へ

資金繰り



設備投資・販路開拓



経営環境の整備



新型コロナウイルス感染症の影響により、様々な業種において先の見えない影響が生じています。事業者の方々に国や県による様々な支援策が用意されていますので一部をご紹介させていただきます。

最新情報や支援策の詳細については経済産業省HP特設ページをご覧ください。

○経済産業省 新型コロナウイルス感染症関連で検索、または右のQRコードよりご確認ください。



※本内容は4月15日時点の内容です。

持続化給付金 に関するお知らせ

持続化給付金とは？

感染症拡大により、特に大きな影響を受けている事業者に対して、事業の継続を下支え、再起の糧となる事業全般に広く使える給付金を支給します。

給付額

法人は200万円、個人事業者は100万円

※ただし、昨年1年間の売上からの減少分を上限とします。

■売上減少分の計算方法

前年の総売上（事業収入）—（前年同月比▲50%月の売上げ×12ヶ月）

※上記を基本としつつ、昨年創業した方などに合った対応も引き続き検討しています。

支給対象

- ◆新型コロナウイルス感染症の影響により、売上が前年同月比で50%以上減少している者。
- ◆資本金10億円以上の大企業を除き、中堅企業、中小企業、小規模事業者、フリーランスを含む個人事業者を広く対象とします。
また、医療法人、農業法人、NPO法人、社会福祉法人など、会社以外の法人についても幅広く対象となります。

相談ダイヤル

中小企業 金融・給付金相談窓口

0570-783183 (平日・休日9:00~17:00)

※令和2年度補正予算案の成立を前提としているため、制度の具体的な内容や条件については本案内作成時点では検討中の内容です。申請方法等最新情報につきましては経済産業省のHPをご覧ください。